

### 3 新たな都市景観

～歴史的な重層性を有した都市景観～

本県の都市景観は、歴史的に形成、蓄積された原風景の大きな構造のなかに、新しい都市開発などの景観の要素が加わって形成されています。大和平野地域においては、鉄道や道路の整備、都市化の進行とともに人口が増加し、1960年代以降は全国屈指の人口増加県となり、古くからの市街地の拡大のほか、丘陵地の大規模住宅地や平野部の小規模住宅地、工業団地などの開発が進行し、地域の景観が大きく変化しました。その後、駅前への再開発や関西文化学術研究都市などの計画的整備が進められるとともに、駅前や沿道における商業施設の立地が続いており、これらの新たな景観が日常的に意識される景観の主要な要素になっています。また、大和高原地域と五條・吉野地域においても、駅前・沿道などで新しい市街地が形成され、日常的に意識される景観の主要な要素になっています。



### 4 農林業や地場産業が特徴づける地域の景観

大和平野地域においては、吉野川分水などの豊かな水の恵みを活かした稲作やイチゴなどの果菜類の栽培が行われ、それらの景観は歴史文化遺産や歴史ある集落などの景観とともに「日本のふるさと」としての景観の重要な要素となっています。また、生駒市高山の茶筌や大和郡山市の金魚、桜井市三輪のそめんなどの地場産業が、地域独特の魅力ある景観を形成しています。

大和高原地域においては、丘陵地に沿ってよく手入れされた茶園やまとまりのある水田が広がり四方を囲む森林とともにのどかに広がる高原の景観を形成し、また五條・吉野地域の北部においては、柿、梨などの果樹園が山の斜面に沿って広がり、柿の収穫時期には山々が朱色に染まるなど、四季折々に彩る豊かな景観を形成しています。

本県の面積の8割を占める森林は、主に五條・吉野地域と大和高原地域に広がり、日本三大人工森林の一つである吉野杉をはじめ、桧などの人工林により、良好な景観が形成されています。

### 5 表情豊かな自然景観

大和高原地域、五條・吉野地域の山々においては、全国に知られる桜の名所である吉野山など、四季折々に変化を見せる景観を形成しています。また、大和高原地域においては、標高400m～500mのなだらかな高原状の地形が続き、室生火山群が生んだ柱状節理の岩壁群や奇岩、青蓮寺川沿いの溪谷や巨岩が連なる鍋倉溪など特異な地形もみられ、豊かな景観を形成しています。

五條・吉野地域においては、近畿の屋根と称され、日本を代表する原生林を形成し、大台ヶ原、近畿最高峰の八経ヶ岳を始めとする2,000m級の雄峰と、吉野川、十津川、北山川などの河川が形づくる溪谷が雄大な自然美を見せるなど、表情豊かな景観を形成しています。また、古代より山岳信仰の中心地とされた「吉野・大峯」と「大峯奥駈道」、「熊野参詣道小辺路」は、紀伊半島の自然と人々との深い関わりのなかで形成された景観を持ち、世界遺産に登録されています。

## 2 景観づくりの基本目標

### 1 「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい風格ある景観づくり

「青垣」に代表される緑の骨格とこれにつながる古代の宮跡や古墳、社寺などの歴史文化遺産や街並み、集落、田園などの様々な時代の多彩な景観資源により、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。これらを、守り育て、奈良としての価値を高めるとともに、未来につなげる景観づくりを進めていきます。

### 2 「暮らし息づく場」としての景観づくり

景観は、そこに生活する人々の身近な環境によって形成されるものでもあります。景観づくりは、そこに生活する人自身のためのものでなければなりません。生活の質の向上が求められる時代にあって、人々の日常の生活を快適で心安らぐようなものとする景観づくりを進めていきます。



### 3 交流と活力の源泉としての「もてなし」の景観づくり

国際的な観光・交流の時代に観光立県として人々を迎える「もてなし」の景観づくりを進めていきます。また、良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであるとの観点に立って、地域の活性化につながる景観づくりを目指します。

### 4 「県民主役」、「協働」の景観づくり

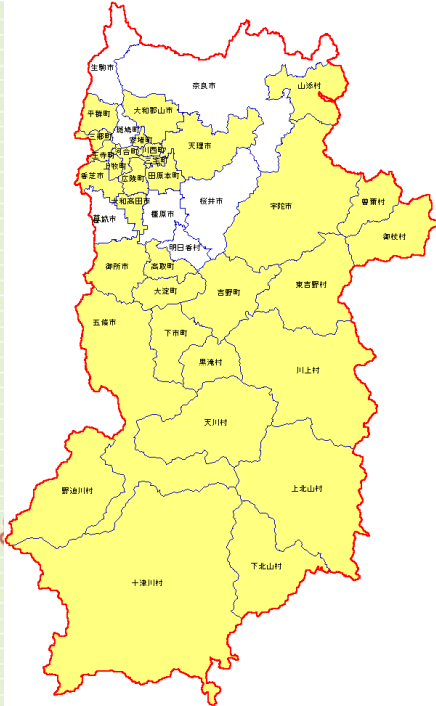
良好な景観は地域の財産でありそれを保全し向上させることは、公共の利益につながります。景観は県民が主役となり、地域を基盤として形成されるものです。県民等（県民、事業者、NPO、地域団体、大学など）と行政が「協働」して、景観づくりを進めていきます。



# II 景観計画の区域

## 1 景観計画区域

景観法第8条第2項第1号の規程に基づく奈良県景観計画の区域は景観行政団体である市町村（奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町、明日香村）区域を除く、奈良県の区域とします。



図Ⅱ-1 景観計画区域

## 広域幹線沿道区域

次に掲げる道路（ただし、高架橋等を有する区間を除く。）及びその道路の境界線<sup>※1</sup>から両側10mの範囲<sup>※2</sup>とします。

番号	路線名	始点	終点	備考
1	一般国道24号	奈良市と大和郡山市との境界	郡山南インターチェンジ（大和郡山市）	ただし、郡山インターチェンジ周辺沿道区域を除く
2	一般国道25号	斑鳩町と三郷町の境界	一般国道168号との交点（王寺町）	ただし、斑鳩町区域を除く
3	一般国道168号	平群町と斑鳩町の境界	生駒市と平群町の境界	
4	一般国道168号	市道5-75号線との交点（香芝市）	一般国道25号との交点（王寺町）	ただし、香芝IC周辺沿道区域を除く
5	一般国道169号	明日香村と高取町の境界	主要地方道桜井明日香吉野線との交点（大淀町）	
6	一般県道大和郡山広線	一般国道25号との交点（大和郡山市）	主要地方道天理王寺線との交点（川西町）	
7	一般県道大和郡山環状線	奈良市と大和郡山市の境界	一般国道25号との交点（大和郡山市）	
8	都市計画道路中和幹線	大和高田市と橿原市の境界	一般国道165号との交点（香芝市）	
9	都市計画道路奈良西幹線	市道5-75号線との交点（香芝市）	都市計画道路中和幹線との交点（香芝市）	

## 2 重点景観形成区域

景観計画区域のうち、広域的・先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を重点景観形成区域として、以下のとおり定めます。

- 世界遺産など県を代表する歴史文化資産が集積する地域の沿道——第1種特定区域
- 県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道——第2種特定区域
- 県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道——広域幹線沿道区域

### 第1種特定区域

#### 1 法隆寺地域沿道区域

次に掲げる道路（ただし、高架橋等を有する区間を除く。）及びその道路の境界線<sup>※1</sup>から両側10mの範囲<sup>※2</sup>とします。（重点景観形成区域の位置図のとおり）

※1 事業を行っている道路の区間については、計画線を境界線とします。以下同じ。

※2 行為の計画地（以下「行為地」という。）が、当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合でその行為地の面積の過半が10mの範囲に含まれる場合は、その行為地全体を区域とみなします。また、行為地が当該道路と接しない場合でその行為地の面積の半分以上が10mの範囲外になる場合は、その行為地の全体を区域外とみなします。以下同じ。

##### ■主要地方道大和高田斑鳩線

斑鳩町と河合町の境界から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ（河合町）まで

#### 2 山の辺地域沿道区域

次に掲げる道路（ただし、高架橋等を有する区間を除く。）及びその道路の境界線<sup>※1</sup>から両側10mの範囲<sup>※2</sup>とします。（重点景観形成区域の位置図のとおり）

##### ■一般国道169号

主要地方道天理環状線との交点（天理市）から天理市と桜井市の境界まで

##### ■主要地方道天理環状線

市道川原城下滝本線との交点（天理市）から一般国道169号との交点（天理市）まで

### 第2種特定区域

#### 1 郡山インターチェンジ周辺沿道区域

次に掲げる道路及びその道路の境界線<sup>※1</sup>から両側10mの範囲<sup>※2</sup>とします。（重点景観形成区域の位置図のとおり）

##### ■一般国道24号

一般国道25号との交点（大和郡山市）から中川中町交差点（天理市）まで

#### 2 法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域

次に掲げる道路及びその道路の境界線<sup>※1</sup>から両側10mの範囲<sup>※2</sup>とします。（重点景観形成区域の位置図のとおり）

##### ■主要地方道大和高田斑鳩線

主要地方道天理王寺線との交点（河合町）から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ（河合町）まで

#### 3 香芝インターチェンジ周辺沿道区域

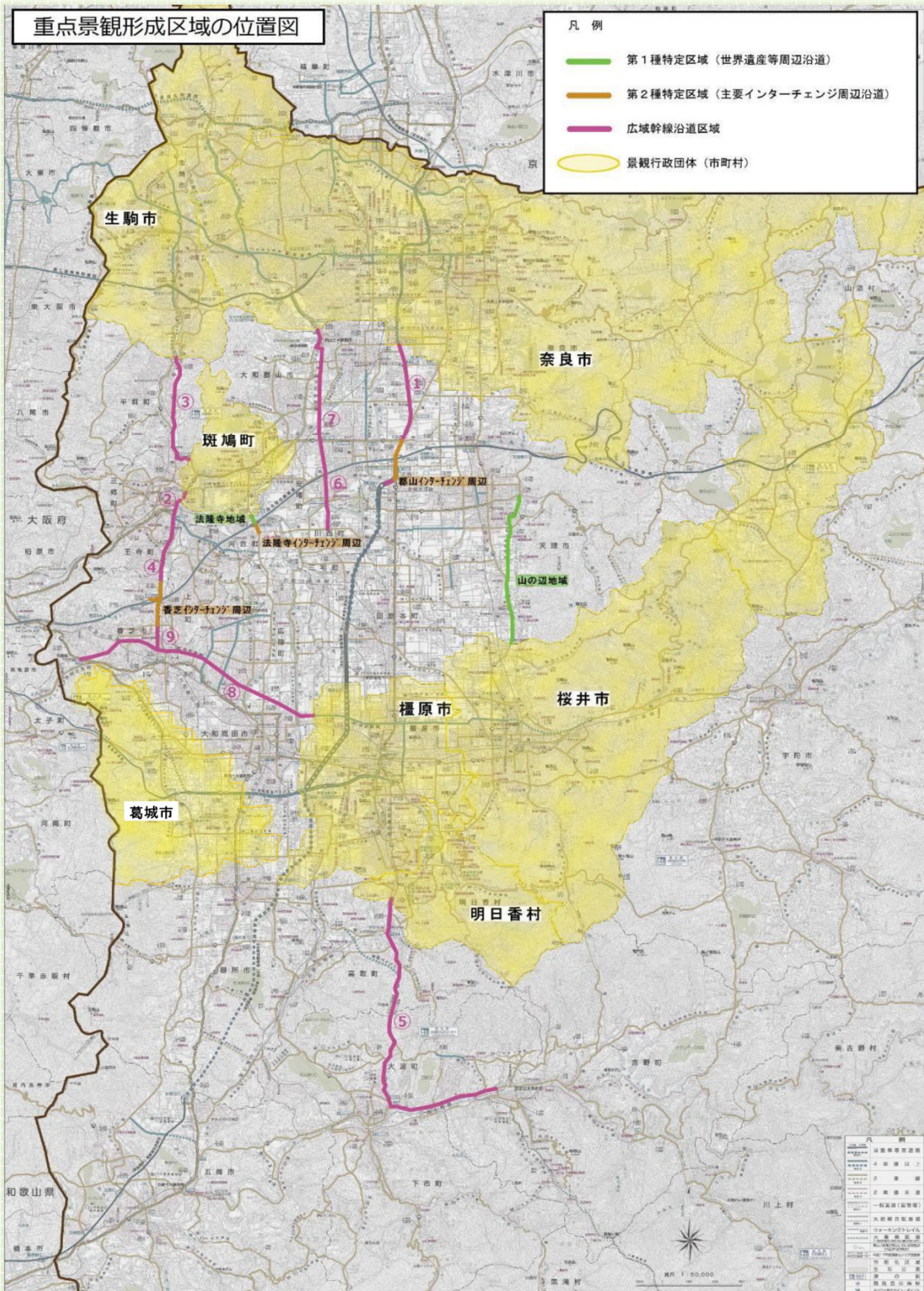
次に掲げる道路及びその道路の境界線<sup>※1</sup>から両側10mの範囲<sup>※2</sup>とします。（重点景観形成区域の位置図のとおり）

##### ■一般国道168号

市道1-52線との交点（香芝市）から市道5-75号線との交点（香芝市）まで

##### ■主要地方道香芝インター線

全線



なお、県民の景観に対する意識や社会経済情勢の変化などを踏まえ必要に応じて重点景観形成区域の追加や見直しを行うなど、地域特性と環境の変化に迅速かつ発展的に対応していきます。

# Ⅲ 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針

## 1 景観計画区域

景観法の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針は、次の景観づくりの基本方針に基づくものとします。

なお、風致地区、歴史的風土特別保存地区、自然公園等の地域制緑地制度が指定された区域においては、それぞれの法令及び条例に基づく景観づくりの方針を尊重するものとします。

### 1 歴史的景観の保全・活用

- 歴史文化遺産が地域の活力の源として地域住民に認識され、その周辺地域も含めた景観を奈良固有の歴史的景観として保全・再生することを基本とし、住民の生活環境の向上と観光資源としての魅力向上を図る景観づくりを進めます。
- 特に、世界遺産は、全ての人々が共有し、未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物です。本県の3つの世界遺産及び周辺区域を保全するとともに、観光立県、観光立国のために最大限活用するよう、積極的な景観づくりを進めます。



### 2 優れた眺望の保全・活用

#### 大和平野地域

- 「青垣」に四周を囲まれた盆地部の市街地等において、「青垣の感じられる景観づくり」を進めることを基本とします。
- 「青垣」を骨格として「山の辺」の丘陵地そして条里制を基礎として形成された田園へとつながる地形特性に、社寺などの景観資源や市街地・集落が一体となった眺望の保全を基本とし、山々の稜線の保全と都市の集積による建築物群のスカイラインの整序を図ります。

#### 大和高原地域と五條・吉野地域

- のどかに広がる高原、山岳、渓谷などの雄大な自然の眺望、また山頂や参詣道などの「高み」からの眺望の保全を基本とします。
- なお、優れた眺望の保全とともに、視点場としての整備を進めることにより、観光資源としての魅力向上にも活かします。

